

# 国連人権委員会における 中国の人権問題論議の特徴

山 岸 健太郎

はじめに.

1. 人権委における途上国の姿勢と主張
2. 中国を擁護する「NGO」
3. 人権委における中国の主張
  - 3-1. 六四事件以前の中国の人権委における姿勢
  - 3-2. 六四事件以降の中国の人権委における姿勢

おわりに.

## はじめに.

一九八九年六月にいわゆる第二次天安門事件（以下、「六四天安門事件」と呼称）が発生して以降、中国の人権問題が、国際的な注目を集める状況が生まれた。この問題が、特に中米関係という二国間外交の中で重要テーマとなる一方で、中国がその外交政策の中で重視する国際連合（以下、国連）においても、中国に人権状況の改善を求める総会決議の採択を目指す動きが現れることとなった。

総会決議の採択を目指す提案国によって持ちこまれた決議案は、最初に、経済社会理事会の機能委員会の一つ、国連人権委員会（United Nations Commission on Human Rights, 以下、「人権委」）に持ちこまれ、採択の是非をめぐる議論が戦わされることになる。人権委は二〇〇六年に、国連人権理事会（United Nations Human Rights Council）に継承されることとなったが、一九九〇年（総会第四五回会期）を皮切りに二〇〇五年（第六〇回会期）までの間に11回持ちこまれた決議案は、結局1度も採択されることはなかった。冷戦終結以降、旧ソ連邦／旧ユーゴスラビアを構成していた諸国やアジア／アフリカの発展途上国に対して、名指しで人権状況の改善を求める内容の総会決議が複数採択される中で、何故中国状況に関する決議案は採択されなかったのか。

中国の人権状況に関する決議案をめぐる議論においては、いわゆる途上国にカテゴライズされる人権委委員国の「援護」、つまり、決議案の不採択を目指す動きが、他の決議案と比較して際立って強く、決議案の採択を目指す動きは、人権委段階で、不採択動議が採択されることにより葬り続けられてきたことがすでに明らかとなっている。また、決議案の提案国になってきたのは、一貫して米国をはじめとする西側諸国であったが、米中の二国間関係という国連の枠外で議論が展開されていく中で、決議案の提出見送りという動きがあったことも明らかにされてきた。

ただし、国連における中国の人権状況をめぐる議論をめぐる観察できる事象は、それだけにはとどまらない。中国は、国連に「復帰」した一九七一年末から現在に至るまで、一貫して自らを途上国の一員であると規定してきた<sup>(1)</sup>。一方で、二〇〇八年度のGDP値は世界第3位という経済大国でもある<sup>(2)</sup>。さらに国連安全保障理事会の常任理事国、そして核拡散防止条約が規定する核兵器国でもあるという中国がもつ様々な側面は、国連加盟国の中でも他に類を見ないものである。中国が、国際社会の中でますます存在感を増していく中で、中国の国連外交を多面的にとらえる必要性も高まっている。そのための視点を、中国の人権状況をめぐって国連で戦わされてきた議論は内包しているのである。

## 1. 人権委における途上国の姿勢と主張

一九九〇年から二〇〇五年までの間に11回、人権委に提出された中国の人権状況の改善を目指す決議案（以下、「決議案」）は、米国をはじめとする西側先進国によって主導された。その一方で、決議案に対抗して提出される不採択動議に、途上国の委員国が賛成票を投じ、過半数を得て決議案を葬る、という構図が一貫して存在した。

一九九〇年から二〇〇五年までの間に、人権委において、中国を援護する発言をおこなう委員国は平均して5.5カ国、中国案が提出された年に限る

---

(1) 山岸健太郎「国連における『発展途上国』としての中国」（『愛知大学国際問題研究所紀要』、第123号、2004年）。

(2) 国際通貨機関、世界銀行の発表値（二〇〇八年）に依る。

## 国連人権委員会における中国の人権問題論議の特徴

と平均7.4カ国に上った(表1)。また、中国以外の国連加盟国に対する人権状況決議案の投票時に比べ、中国決議案の投票時に発言する国の数が多いこと<sup>(3)</sup>、そしてこの決議案のみが一貫して採択されなかったことも併せて考えるならば、一見して中国の人権状況をめぐる議論は、冷戦終結後の人権委における議論の象徴的存在、つまり、中国決議案の下に途上国が結集して、いわゆる「第三世代の人権」的価値観の重要性を主張している、という構図が想起されるかもしれない。

[表1] 人権委における発言回数(中国・委員国・オブザーバー国、1990-2005)

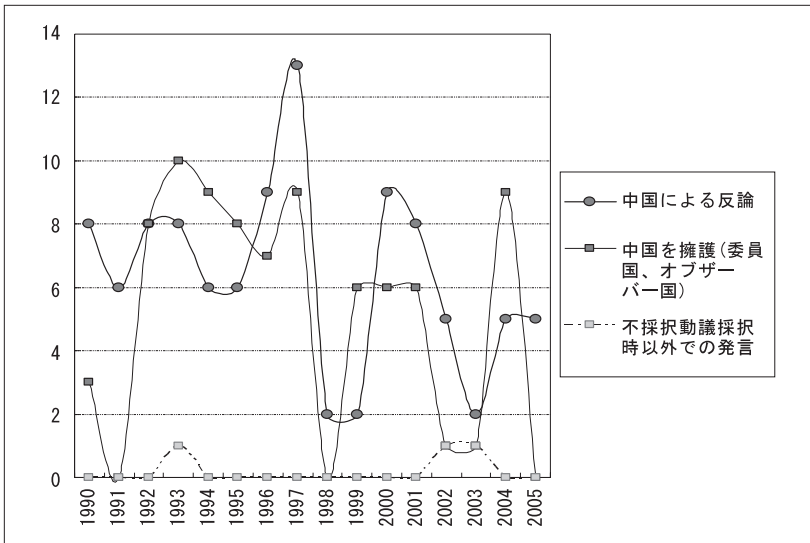
	中国の発言回数	中国に対する指摘／批判 (委員国、オブザーバー国)	中国による反論	中国を援護 (委員国、オブザーバー国)
1990	17	11	8	3
1991	23	8	6	0
1992	29	8	8	8
1993	24	17	8	10
1994	29	16	6	9
1995	33	14	6	8
1996	34	21	9	7
1997	38	30	13	9
1998	21	9	2	0
1999	26	17	2	6
2000	34	22	9	6
2001	25	16	8	6
2002	25	16	5	1
2003	26	7	2	1
2004	44	13	5	9
2005	54	8	5	0

しかし、中国を援護する人権委委員国とオブザーバー国の発言が、どの時点でなされたのかを詳細に見てみると、欧米諸国による中国の人権状況に対する指摘や批判が人権委の会期全般でおこなわれているのとは対照的に、決議案の採択に反対する途上国の発言は、不採択動議の投票時に集中しておこなわれていることがわかる<sup>(4)</sup>(グラフ1)。

(3) 山岸「国連における中国の人権問題」(『愛知大学国際問題研究所紀要』、第134号、2009年)。

(4) 各年度の人権委議事録に依る。

[グラフ1] 決議案に対する反論回数(中国、委員国とオブザーバー国)と不採択動議採択時以外の中国の人権に関する発言回数(委員国とオブザーバー国)<sup>(5)</sup>



二〇〇二年にシリア<sup>(6)</sup>、二〇〇三年には東チモール<sup>(7)</sup>が、中国を支持する発言をおこなった。これらの年には、決議案は人権委に提出されていなかったが、その発言は、中国の人権状況に直接言及したものではなかった。シリアは、「ジンバブエの人権状況決議案」<sup>(8)</sup>の投票理由の説明をおこなうにあたって、先に発言をおこなった中国<sup>(9)</sup>の名をあげ、中国の発言に賛意を示したにすぎない。また、東チモールの発言は、チベット亡命政府の高官が、九三年以降途絶えていた中国政府との対話を二〇〇二年九月と翌年五月におこなったことに対し、「東チモールは、その成果を認識していないが、対話がおこなわれたことそのものが積極的な進展である」と評価するもの<sup>(10)</sup>であり、中国決議案に対する援護とは異なる文脈の中でなされたも

(5) 各年度の人権委議事録から作成。

(6) E/CN.4/2002/SR.47, para.56.

(7) E/CN.4/2003/SR.5, para.72.

(8) E/CN.4/2002/L.23.

(9) E/CN.4/2002/SR.47, para.53.

(10) 「朝日新聞」、2003年6月28日、朝刊。

のであった。

中国の人権状況を援護／擁護する内容をもつとみなし得るのは、唯一、九三年にイランによっておこなわれたもののみであった。「ほとんどのケース（※人権状況を非難する決議案）は、西欧諸国（*'the West'*）によって極端に強調されており、そこには明白に政治的動機が存在する…（中略）…中国は、政治制度の改革と同時に経済的巨人（*'an economic giant'*）となった。そのため、（非難の）最前線に来ることになったことは間違いない」<sup>(11)</sup>。このイランの発言は中国の人権に対する姿勢を擁護したものであると解釈できよう。ただし、イランは、発言の直前に、ロシア<sup>(12)</sup>とオブザーバー参加していたリヒテンシュタイン<sup>(13)</sup>によって、その人権状況の問題点を批判されていた。イランの中国擁護は、両国に対する反論<sup>(14)</sup>の中で言及されたものであり、中国に対する援護が主眼ではなく、その主目的はあくまで両国に対する反論にあったと考えるべきである。

ただし、不採択動議の投票時／決議案の投票時にのみ、他の途上国による擁護／援護発言が集中するのは、中国決議案のみに見られる傾向ではなかった。他の人権状況決議案は、中国決議案に比べて擁護／援護国が少ないことが多いが、それらにおいても決議案の採択時に擁護／援護発言が集中する傾向は同様に存在した。

人権委における特定国の人権状況に関する議論は、途上国による発言が最も活発になされる中国決議案においてさえ上記のような状況にあり、「第三世代の人権」的価値観をめぐる本質的な議論が戦わされてきたとはみなし難い。つまり、冷戦終結後の人権委、経済社会理事会、総会における人権に関する議論は、欧米先進国が、人権問題を抱える途上国を一方的に糾弾し、途上国がそれに対抗するという図式が主旋律であったと解釈できる。

それでは先進国にその人権状況を糾弾される側の途上国は、先進国に対してどのような発言をおこなっていたのだろうか。途上国による発言国数

---

(11) E/CN.4/1993/SR.54, para.42.

(12) E/CN.4/1993/SR.54, para.9.

(13) E/CN.4/1993/SR.54, para.32.

(14) E/CN.4/1993/SR.54, paras.35-57.

が最も多かった中国決議案・不採択動議投票時における発言内容は、以下のようなものであった（表2）。

〔表2〕中国案・不採択動議投票時の中国擁護／援護国の発言内容(1993、97、2004年)

年度	発言順	国名	発言内容	文書番号	段落
1993	1	バキスタン	中国の人権分野における進展・努力・協力姿勢を評価。決議案は適当でない	E/CN.4/1993/SR.66	Paras.61-63
	2	モーリタニア	※上記バキスタンとほぼ同様		Paras.64-65
	3	キューバ	決議案は反中プロパガンダ		Para.66
	4	ナイジェリア	「宗教」が決議案提出の理由、中国だけがモスク建設を許可しない国か。※他はバキスタンと同様		Paras.67-68
	5	バングラデシュ	決議案は適当ではない		Para.69
	6	シリア	決議案は建設的でない		Para.72
	7	イラン	決議案を主導する米国の意図が不適当		Para.73
	8	マレーシア	高度に政治的。中国の人権分野における努力		Para.81
	9	スーダン	中国の人権分野における努力		Para.82
1997	1	スリランカ	決議採択が問題解決のための最上の方法ではない。決議より他の方法を	E/CN.4/1997/SR.65	Paras.60-61
	2	マレーシア	過去6年採択されていないことから不必要。建設的な人権対話を促進すべき		Para.65
	3	アンゴラ	過去6年採択されていないことから不必要。時間の浪費、国連資源の濫用		Para.68
	4	アルジェリア	決議案はコンセンサスや協議の結果提出されたものでない。動議は議論を妨げるが手続きに則っている		Paras.72-73
	5	キューバ	動議は中国の実情とかけ離れた決議案から議論を正常に戻す最善の方法。決議案の拒否を求める声は大きく動議採択こそが民主的		Paras.76-77
	6	ネパール	特定の国を名指しで非難することは人権改善につながる。中国の隣人として中国の対話や協力を見てきた		Para.78
	7	エジプト	人権に関するダブルスタンダードに与しないことが重要、人権改善の最善の方法は対話と協力		Para.84
	8	バングラデシュ	委員国の間に緊張が増している、対話と協議のみが人権状況の変化につながる		Para.85
	9	バキスタン	決議案は大国(major powers)間で対立を生んでいる、中国がアジア・第三世界から出現した大国であることから政治的・選択的に標的になっているのは疑いない		Paras.86-88

国連人権委員会における中国の人権問題論議の特徴

2004	1	パキスタン	植民地化という屈辱から経済発展の旗手となった中国は過去20年間で様々な面で人権状況を改善。中国の人権状況の改善は驚異的なもの (phenomenal)	E/CN.4/2004/SR.50	Paras.96-97
	2	コンゴ	多くの地域で経済発展を成し遂げ人権面でも恩恵。他の多くの途上国に経済協力でインフラ建設		Para.105
	3	ジンバブエ	数十年に渡るアフリカとの連帯。中国の人権状況は優秀と評価可能		Para.106
	4	キューバ	飽くことなく決議案を毎年提出する米国は幼稚で挑発的な姿勢を止めて、中国が偉大な国であることを理解すべき	E/CN.4/2004/SR.50	Para.107
	5	ロシア	中国は人権面で目覚しい進展を達成、決議案には政治的意図が存在		Para.108
	6	スーダン	世界人口の4分の1が暮らす国が人権状況の改善を達成。特にアフリカ諸国と協力。決議案は政治的		Para.109
	7	スリランカ	人権状況を目覚しく改善させ人権面での国際協力も著しい。国連は中国との協力ができない決議案からより建設的な段階へ移行すべき		Para.110
	8	モーリタニア	中国政府による近年の経済的・社会的改革は国民の生活水準を向上させた		Para.111
	9	インドネシア	人権改善は協力・相互信頼・対話の精神に基づくべき。人権状況は目覚しく改善し国連とも協力		Para.115

※一九九〇年から二〇〇五年までの間で、途上国による発言数が最も多かった一九九三、九七、二〇〇四年分の発言を掲載

3回目に決議案が人権委に持ちこまれた一九九三年、途上国によってなされた投票理由説明は、中国を批判するために決議案は提出されている等といった「政治性」に対する指摘（キューバ、イラン等）や、中国の人権状況改善に向けた努力や姿勢に対する評価（パキスタン、モーリタニア等）を根拠にするものが多かった。また、バングラデシュやシリアのように、「決議案に反対、不採択動議に賛成」する旨は述べるものの、具体的な理由には言及しない国もあった。

一九九七年、そして二〇〇四年と年を経るにつれて、途上国の投票理由の説明は変化する。九七年には、九三年の内容に加え、中国と欧米先進国によって開始されていた人権対話への言及が登場する。また、二〇〇四年には、中国の著しい経済発展に触れ、それにつれての人権状況の改善を評価する声が顕著なものとなった。

本稿においては、先進国による中国の人権状況に対する指摘／批判と、中国をはじめとする途上国による反論のどちらの側に妥当性があるのかという点については言及しない。いずれにせよ、中国の人権状況をめぐる決議案とその不採択動議提出時に、人権委委員国によって戦わされる議論には、「第三世代の人権」的価値観と「社会権」や、「自由権／基本的人権」的価値観をめぐる普遍的人権理念についての建設的な議論は存在しなかった。そこには、自らの人権状況を名指して批判しようとする決議案の採択を阻止しようとする中国をはじめとする途上国の主張と、決議案の採択を目指す先進国の意思が、対立こそするものの、本質的な議論がされない人権委の様が浮き彫りにされていた。

## 2. 中国を擁護する「NGO」

人権委で展開された各国の人権状況をめぐる議論の中で、中国決議案が有していた顕著な特徴として、欧米諸国の委員国や中国の人権状況の問題点を批判するNGOに対して反論し、中国の人権状況を弁護する「NGO」の存在することを挙げることができる。

先述のように、他の途上国の委員国が、欧米先進国等によってなされる中国批判に対して反論することは、不採択動議の投票時以外にはほとんどないという状況が存在していた。そのような状況の中、一九九六年に初めて、中国における人権状況の進展を主張し、批判に対し反論するNGOが登場する。そして、中国案が提出された年を中心に発言の場に立つことになる（表3）。

〔表3〕中国の人権状況に対する指摘／批判に反論したNGO<sup>(15)</sup>

年度	発言したNGO	文書番号	段落
1996	中華全国婦女連合会	E/CN.4/1996/SR.41	Paras.3-6
1997	中華全国婦女連合会	E/CN.4/1997/SR.39	Paras.54-57
	中華全国婦女連合会	E/CN.4/1997/SR.54	Para.83
	中華全国婦女連合会	E/CN.4/1997/SR.60	Paras.78-79
1999	中華全国婦女連合会	E/CN.4/1999/SR.19	Paras.88-90

(15) 各年度の人権委議事録から作成。



国連人権委員会における中国の人権問題論議の特徴

2000	中華全国婦女連合会	E/CN.4/2000/SR.38	Paras.26-27
	中国人権研究会		Para.64
	中国残疾人連合会	E/CN.4/2000/SR.48	Paras.26-27
2001	中華全国婦女連合会	E/CN.4/2001/SR.43	Paras.60-62
	中国連合国協会		Paras.63-64
	中国残疾人連合会		Para.65
	中国人権研究会		Paras.66-70
	中華全国婦女連合会	E/CN.4/2001/SR.47	Para.53
	中国連合国協会	E/CN.4/2001/SR.48	Paras.22-27
	中国人権研究会		Paras.28-32
	中国残疾人連合会	E/CN.4/2001/SR.55	Paras.56-58
2002	中国連合国協会	E/CN.4/2002/SR.34	Para.65
	中国連合国協会	E/CN.4/2002/SR.38	Paras.68-69
	中国人権研究会	E/CN.4/2002/SR.42	Paras.32-33
2003	中国人権研究会	E/CN.4/2003/SR.26	Paras.64-67
	中華全国婦女連合会	E/CN.4/2003/SR.44	Para.62
2004	中国連合国協会	E/CN.4/2004/SR.29	Para.28
	中国人権研究会		Para.29
	中国人権研究会	E/CN.4/2004/SR.33	Paras.70-71
	中国連合国協会	E/CN.4/2004/SR.35	Para.1
	中華全国婦女連合会	E/CN.4/2004/SR.38	Paras.74-75
	中華全国婦女連合会	E/CN.4/2004/SR.41	Paras.42-43
2005	中華全国婦女連合会	E/CN.4/2005/SR.38	Para.96

国連が主催し、北京で一九九五年に開催された第5回世界女性会議<sup>(16)</sup>の翌年から「中華全国婦女連合会（All-China Women's Federation）」<sup>(17)</sup>が人権委における発言を開始する。さらに、二〇〇〇年に「中国人権研究会（China Society for Human Rights Studies）」<sup>(18)</sup>と「中国障害者連合会（中国残疾人連合会、China Disabled Persons' Federation）」<sup>(19)</sup>が、2001年からは「中国連合国協会（United Nations Association of China）」<sup>(19)</sup>が続く（グラフ2）。

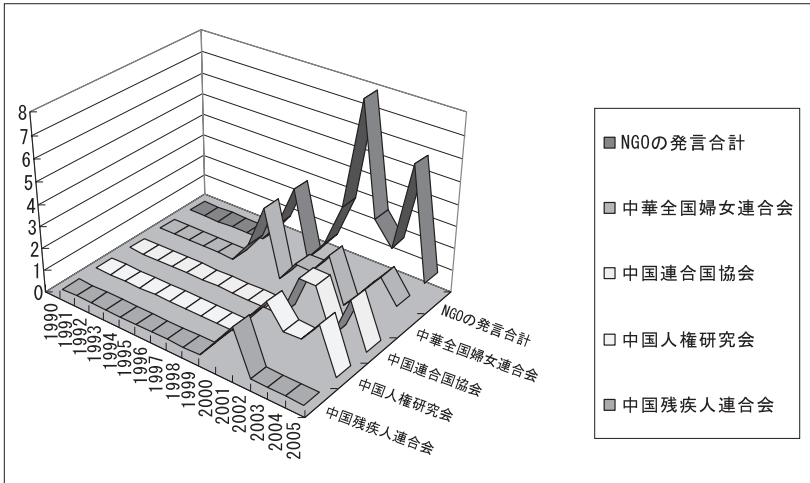
(16) “World Conference on Women”. 一九九五年九月に開催。

(17) 公式ホームページのURLは、<http://www.women.org.cn>

(18) 1993年1月設立。公式ホームページのURLは、<http://www.humanrights-china.org/cn/index.htm>

(19) 公式ホームページのURLは、<http://www.cdpc.org.cn/>

[グラフ2] 中国の人権状況に対する指摘／批判に反論したNGOの発言回数推移



たとえば、一九九四年、米国は、「中国の人口問題は理解できるものの…（中略）…米国は、複数の地方でいまだにおこなわれている強制的妊娠中絶や不妊手術行為をなくすために、中国政府が最大限の努力をおこなうことを促す」<sup>(20)</sup>と発言した。そして一九九七年の人権委では次のように発言する。「中国は、言論、報道、集会、結社、信教の自由など広範にわたる人権侵害をいまだに終わらせてはいない」<sup>(21)</sup>。この発言に対して、中華全国婦女連合会の代表は次のように応じる。「米国は、世界で最も暴力的で、人種差別的な国家のひとつである。米国女性に関する統計はおぞましいものである。毎年600万人以上の女性が殴打され、4千人が殺害されている。米国女性の3分の1がドメスティック・バイオレンスの被害者で、毎年50万人の女性がレイプされている…（後略）」<sup>(22)</sup>。九七年の米国の発言は、他の先進国の代表からも度々発言されるものであり、特筆すべき内容であるとはとはいえなかった。一方の九四年の発言は、より具体的な表現で中国の女性の置かれた状況を述べたものであった。中華全国婦女連合会の代表

(20) E/CN.4/1994/SR.58, para.24.

(21) E/CN.4/1997/SR.52, para.75.

(22) E/CN.4/1997/SR.54, paras.82-83.

は、九七年の米国による発言に対しては、非常に激しい表現を用いつつ、その人権状況における問題点を指摘する発言を行う。しかし、建国以前の四九年三月には既に設立されていた<sup>(23)</sup>同会は、九四年の人権委には参加しておらず、米国発言に反論することはなかった。

また、八八年に設立<sup>(24)</sup>された中国障害者連合会は、設立から10年以上を経た二〇〇〇年になって、人権委における初めての発言をおこなう。

なぜこれらのNGOは、一九九六年以降に人権委における発言を開始したのだろうか。なぜ中国の人権状況決議案が初めて提出され、議論され始めた九〇年から、または中国が人権委委員国に初めて選出された八二年から発言を始めなかったのだろうか。

中国障害者連合会の設立者で、設立以来同会主席の地位にあったのが、一九七八年から九七年まで事実上の最高実力者であった鄧小平の息子、鄧樸方であった。

また、二〇〇三年八月から中華全国婦女連合会主席の地位にあった顧秀蓮は、一九五六年九月に中国共産党に入党、八二年から八九年まで江蘇省党委員会副書記、八九年から九八年まで化学工業部部長と党組書記、九八年から二〇〇二年まで中華全国婦女連合会の党組書記を歴任する。また、二〇〇三年三月には第10期全国人民代表大会常務委員会の副委員長に当選、第12期から15期までの中国共産党中央委員を務めている<sup>(25)</sup>。

中国障害者連合会と同じく、二〇〇〇年に初めて人権委における発言をおこなった中国人権研究会の現在の名誉会長・朱穆之は、長く中国共産党中央宣伝部に所属していた人物である。また、その後会長になった周覚は、一九五四年一〇月に外交部に入って以降、トルコ大使、フランス大使、国務院新聞弁公室副主任を歴任し、九三年三月には第8期全国人民代表大会常務委員会委員になっている。

二〇〇一年から人権委において発言を開始した中国連合国協会の現会長・金永健は、一九五四年八月に外交部入りしており、九〇年九月に中国常駐国連代表部副部長を務めて以降国連畑を歩み、九六年三月から二〇〇

---

(23) <http://www.women.org.cn/english/english/aboutacwf/mulu.htm>

(24) <http://www.cdpc.org.cn/english/dengpf.htm>

(25) [http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-03/15/content\\_779921.htm](http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-03/15/content_779921.htm)

一年八月までは国連副事務総長の任にあった。二〇〇五年一月から同協会副会長の任にあった龐森も、常駐国連代表部への赴任経験をもつ元外交部部員である。もう一人の副会長・唐承元も、八八年から九〇年まで常駐国連代表部への赴任経験をもっている。

「NGO」は、‘Non-Governmental Organizations’の略語で、日本語では「非政府組織」と訳される。そして一般的には、「非政府組織。国家間の協定によらずに民間で設立される非営利の団体」<sup>(26)</sup>と認識されているといえる。この呼称からは、「公共的・公益的」であるという印象を受けることが多いが、「特定の利害団体の隠れ蓑となり『第三者』を装って活動を行う」<sup>(27)</sup>団体も存在するなどの問題点も指摘されている。また、「予算や人事で政府の干渉を強く受けている政府外郭団体や企業の共同利益を守るための経済団体も『NGO』を名乗って」いる場合があり、これらは「市民性を備えていないので、NGOとはいえない」<sup>(28)</sup>という見方も存在する。

中国を擁護／援護するNGOの代表の顔触れは、「NGO」を自任しているとはいえ、中国政府との深い関係が存在することを推測できる団体が多い。さらに、中国を擁護／弁護する「NGO」の人権委における発言を併せて考えるならば、これらの「NGO」の公共性・公益性は、グローバルな射程をもったものではなく、いわゆる「政府外郭団体」としての性格を強く有しているということができないだろうか。

また、中国は、中国の人権状況を批判するNGOが抱える「政治性」について頻繁に言及する。確かにこれらのNGOは、途上国の人権状況に対して指摘、さらには批判をおこなうことが多いのは事実である。ただし、例えば、中国の死刑制度<sup>(29)</sup>や、六四事件で逮捕された民主活動家やチベットの状況<sup>(30)</sup>について言及した、英国・ロンドンに本部を置く「アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)」は、中国、イラク、サウジアラビア、イランの死刑制度について言及すると同時に、米国のそれに

---

(26) 『広辞苑』(第5版)。

(27) 同上。

(28) 「朝日新聞」、1991年5月21日、朝刊。

(29) E/CN.4/1998/SR.12, para.64 & E/CN.4/2003/SR.55, para.36 & E/CN.4/2004/SR.53, para.14 & E/CN.4/2005/SR.53, para.47.

(30) E/CN.4/1995/SR.28, para.35.

対しても言及している<sup>(31)</sup>。また、六四事件後の人権状況<sup>(32)</sup>、チベットの  
人権状況<sup>(33)</sup>、新疆ウイグル自治区の人権状況<sup>(34)</sup>、法輪功問題<sup>(35)</sup>に対する中国  
政府の対応について言及した、米・ニューヨークに本部を置く「ヒューマン  
・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)」は、米国の州レベルの刑務  
所における性的虐待や、刑務所職員による虐待<sup>(36)</sup>についても言及している。  
さらに、拷問<sup>(37)</sup>、王丹や魏京生など民主活動家の状況<sup>(38)</sup>、「労改基金会」<sup>(39)</sup>  
代表である呉弘達<sup>(40)</sup>が「労働改造所」に関する発言<sup>(41)</sup>をおこなった、米・  
ニューヨークに本部を置く「国際人権連盟 (International League for Human  
Rights)」<sup>(42)</sup>は、オーストラリアの人権問題<sup>(43)</sup>に関しても発言している。チ  
ベットの状況<sup>(44)</sup>について発言をおこなっている、日本の部落解放同盟  
の呼びかけにより八八年に設立された「人種差別、全ての差別に反対する  
国際運動 (International Movement against All Forms of Discrimination and  
Racism)」<sup>(45)</sup>は、文芸春秋社発行の雑誌『マルコポーロ』事件に言及しつつ、  
戦時中の台湾人、在日朝鮮人に対する処遇や戦後補償の問題など、日本政  
府の戦後処理問題に触れ<sup>(46)</sup>、また、従軍慰安婦問題に対する日本政府の責  
任についても言及している<sup>(47)</sup>。

---

(31) E/CN.4/1998/SR.12, para.64.

(32) E/CN.4/1995/SR.28, para.52.

(33) E/CN.4/2000/SR.14, paras.74-76.

(34) E/CN.4/2000/SR.14, paras.74-76 & E/CN.4/2002/SR.5, para.85.

(35) 注32に同じ。

(36) E/CN.4/1995/SR.28, para.54.

(37) E/CN.4/1996/SR.25, paras.69-72.

(38) E/CN.4/1995/SR.54, paras.18-20 & E/CN.4/1996/SR.47, paras.55-56.

(39) ‘Laogai Research Foundation’, 1992年設立。本部は米・ワシントンD.C. <http://laogai.org/>

(40) 英語名は、ハリー・ウー (Harry Wu)。著書に、“*Laogai: The Chinese Gulag*”, Westview Pr (Short Disc), 1992.05. (邦訳は『労改—中国強制収容所を告発する』、TBSブリタニカ、1996.12)、Carolyn Wakemanとの共著に、“*Bitter Winds: A Memoir of My Years in China’s Gulag*”, John Wiley & Sons Inc, 1993.12. (邦訳は『ビター・ウィンズ』、日本放送出版協会、1995.1.)。

(41) E/CN.4/1995/SR.28, paras.74-76.

(42) <http://www.ilhr.org/>

(43) E/CN.4/1997/SR.32, paras.43-45.

(44) E/CN.4/1995/SR.33, paras.32-36 & E/CN.4/1995/SR.54, para.25.

(45) <http://www.imadr.org/>

(46) E/CN.4/1995/SR.23, paras.29-35.

(47) E/CN.4/1995/SR.40, para.52.

「NGO」の定義について統一された見解は存在せず、また、NGOと特定利害団体や政府との関係の立証は困難であることが多い。しかしながら、中華全国婦女連合会、中国人権研究会、中国障害者連合会、中国連合国協会の発言が、中国の人権状況進展をアピールすることと中国の人権状況を批判する人権委委員国／オブザーバー国／NGOに対する反論に終始している一方で、それぞれが本部拠点を据える先進諸国の人権上の問題点にも言及するアムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、国際人権連盟、「人種差別、全ての差別に反対する国際運動」とを比較した際、どちらが「普遍的」人権理念に忠実な活動をおこなっている団体であるかは明らかではないだろう。

一九九六年の前年の九五年は、人権委段階で決議案が採択される可能性が最も高まった年であった<sup>(48)</sup>。九二年から九五年にかけて3年連続で不採択動議に対する票差が縮まり、ついに決議案が採択に持ちこまれた九五年、翌年人権委に提出される中国案の採択に危機感を抱いた中国政府は、他の途上国による「援護」のみに信頼を置くことはできず、それゆえに、これらの「NGO」に人権委での発言を促した、と考えることはできないだろうか。

### 3. 人権委における中国の主張

先述のような特徴を有する中国決議案に関する議論であるが、人権委における中国の発言数は、一九八〇年代と六四事件以降の九〇年以降とは大きく変動することになった。六四事件以降、欧米先進国やNGOによる中国の人権状況に対する発言が増加したため、それにもなって中国の発言も増加するのは当然であろう。

先述の通り、中国は、一九八二年から二〇〇五年まで一貫して、人権委の議席に座ってきた。九二年から全議席数が53に拡大されて以降、アジアグループの12の議席のうち5つは中国、インド、日本、パキスタン、韓国が占めているが、人権委が国連憲章で謳われる普遍的な国際的「人権の伸

---

(48) 山岸、前掲「国連における中国の人権問題」。

## 国連人権委員会における中国の人権問題論議の特徴

張に関する委員会」<sup>(49)</sup>であることから、これらの国には重い責任がある。また、これらの多選国は、他国が委員国になる機会を奪っていることから、その責務は大きいといえる。

六四事件以降の人権委における中国による発言は、決議案／それに対する不採択動議に関連する発言以上に、中国決議案以外での発言が大幅に増えている（表4）。

それでは、中国は、中国以外の人権問題に対して、どのような発言をしているのであろうか。中国は、人権委において責務を果たしていると評価できるのだろうか。人権委には、世界中で起こる人権問題が持ちこまれる。それでは、中国は自国の人権問題以外の問題に対し、どのような姿勢で臨んできたのだろうか。

[表4] 人権委における中国による発言回数の推移<sup>(50)</sup>

年度	中国の全発言数	中国による中国案に関する発言数	中国による中国案以外での発言数
1982	9	0	9
1983	9	0	9
1984	9	1	8
1985	14	0	14
1986	10	0	10
1987	11	0	11
1988	10	3	7
1989	9	1	8
1990	17	8	9
1991	23	6	17
1992	29	8	21
1993	24	8	16
1994	29	6	23
1995	33	6	27
1996	34	9	25
1997	38	13	25
1998	21	2	19
1999	26	2	24
2000	34	9	25
2001	25	8	17
2002	25	5	20
2003	26	2	24
2004	44	5	39
2005	54	5	49

(49) 国連憲章第68条。

(50) 各年度の人権委議事録から作成。

### 3-1. 六四事件以前の中国の人権委における姿勢

中国が人権委の議席に初めて座った一九八二年、人権委の第7回会議で、イスラエルによるパレスチナと他の占領地域における人権問題に対して、中国としての人権委における初の発言をおこなう<sup>(51)</sup>。

国連人権委において、最も激しく議論が戦わされてきた特定地域における人権問題は、イスラエルによるパレスチナの人権侵害問題と、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト問題であった。イスラエルの名前を冠した総会決議が初めて採択されたのは一九七〇年<sup>(52)</sup>だが、パレスチナ難民に関する決議は四八年には早くも採択されていた<sup>(53)</sup>。また、アパルトヘイト政策が南ア国内で法制化されたのも同年で、この年のうちに南アの政策に対抗する総会決議が採択される<sup>(54)</sup>。

一九六〇年にアフリカ諸国16カ国が一举に国連に加盟したことを皮切りに、すべての国連加盟国が参加し、1国が1票を有する総会においては途上国の影響力が強まることになった。途上国の多くは、列強による植民地侵略の経験を有していた。パレスチナ問題とアパルトヘイト問題は、そのような歴史的経験をもつ国ならば承服しがたい問題であった。

パレスチナ問題の根源のひとつは、主に欧米地域が抱える問題であったユダヤ人問題を、欧米諸国が中東地域に転嫁したことにある。総会第2会期（一九四七年）の11月29日、総会決議一八一号、いわゆる「パレスチナ分割決議<sup>(55)</sup>」が採択されたことによって、パレスチナの土地の半分以上が、人口の3分の1を占めるにすぎなかったユダヤ人の国家になることになった。パレスチナ分割決議は、賛成33、反対13、棄権10で可決された。アフリカ、中東、アジア諸国は多くが反対に回ったものの<sup>(56)</sup>、当時、これら地

---

(51) E/CN.4/1982/SR.7, paras.11-13.

(52) 2727(XXV). “Report of the Special Committee to Investigate Israeli Practices Affecting the Human Rights of the Population of the Occupied Territories”.

(53) 212(III). “Assistance to Palestine Refugees”.

(54) 227(III). “Question of South Africa”.

(55) “Future Government of Palestine”.

(56) 反対は、アフガニスタン、キューバ、エジプト、ギリシャ、インド、イラン、イラク、レバノン、パキスタン、サウジアラビア、シリア、トルコ、イエメン。

安保理常任理事国の中華民国と英国、アフリカのエチオピア、東欧のユーゴスラビアは棄権している。



域からの加盟国はまだ少なく、総会で多数派を形成していた米国とフランスを中心とした西側諸国、さらにはソ連を中心とした東側諸国の賛成票によって、決議は採択された。列強による植民地支配で辛酸を嘗めた途上国は、四七年当時の国連では依然として無力な存在でしかなかった。また、白人政権が黒人を中心とする非白人を、分離・隔離し、抑圧・搾取するというアパルトヘイト政策は、独立を果たした国家にとっては、植民地時代を想起させるものでしかなかった。

このような背景もあり、人権委における特定地域の人権問題に関する議論は、会期の序盤にイスラエルによるパレスチナや他の占領地域に対する人権侵害、続いてアパルトヘイト問題、その後には他の問題が語られることが多かった。

中国は一九八二年、パレスチナ問題について次のように述べた。「イスラエル政府のアラブ地域の占領の永続を目的とした野蛮な政策の結果、パレスチナの人々の基本的人権は深刻に損なわれている」、「パレスチナ解放機構（PLO）に率いられたパレスチナの人々の…（中略）…闘争は、ますます広い援助と同情を勝ち取っている。そして、すべての占領地から即時、かつ無条件での全面的撤退をイスラエルに求める総会、安保理決議に影響を与えているのである」、「中国政府と人民は、自らの土地を回復しようと戦うパレスチナとアラブの人々を断固として支持し続ける。中国政府と人民は、侵略、領土拡大、占領地におけるアラブ系住民の人権を侵害するイスラエルを強く非難する」<sup>(57)</sup>。

中国は、人権委に初めて議席を得た一九八二年と同様に翌年から二〇〇五年までも、パレスチナや南レバノンにおけるイスラエルの人権侵害に対して批判する内容の演説をおこない、イスラエルの人権状況を非難する決議案に対しても賛成票を投じ続けることになる。

同年、アパルトヘイト問題に対しては次のように発言する。「過去30年にわたって、2千万人の非白人の南アフリカ人から市民権、政治的権利、経済的権利、社会権、文化的権利をすべて奪う100以上の人種差別的法令が発布されている」「無実のアフリカ人が逮捕や拷問を被り、無実の罪による

---

(57) E/CN.4/1982/SR.7, paras.11-13.

処刑さえおこなわれている」、「中国政府と人民は、自由のために戦う南アフリカの人々と、民族自決のために闘争するナミビア人を支持する」<sup>(58)</sup>。

一九八九年九月、デクラーク (F. de Klerk) が大統領に就任して以降、アフリカ民族会議 (African National Congress) の指導者で九四年には大統領に就任するネルソン・マンデラ (N. Mandela) の釈放、九〇年六月の非常事態宣言の解除と、アパルトヘイト政策が見直されるにつれて、人権委における議論からもアパルトヘイト問題は退場していくことになる。そのような中でも、中国は、翌年以降も八二年と同様の発言をおこなった。

イスラエルのパレスチナに対する人権侵害問題と、南アフリカ政府によるアパルトヘイト政策は、アフリカ、アジア地域の途上国や中東諸国だけでなく、対米関係を考慮して米国に同調、または棄権票を投じることも多い中南米やカリブ海諸国、さらには東欧、西欧諸国の大部分が結集し、圧倒的多数の賛成によって採択される問題であった。さらに言うならば、意見表明しないことが、主に途上国によって主張されてきた「第三世界の人権」に対する姿勢が疑われるという、「踏み絵」としての意味をもつ決議でもあったといえよう。

中国は、これら2つの問題に対しては、決議案が提出される毎に、自らの見解を表明した。ただし、中国がこれらの決議案を主導していたとは言いがたい。イスラエル非難案は中東諸国、アパルトヘイト非難案はアフリカ諸国によって主導されていた問題であり、中国の2つの案に対する役割は、補助的なものであったというべきであろう。

それでは中国は、イスラエルや南アフリカ以外の、特定国の人権状況の問題点を非難する内容をもつ決議案に対してどのような姿勢をとっていたのだろうか。

結論を先に述べると、中国は、これらの決議案に対して積極的に関わってきたわけではなかった。イスラエル案や南アフリカ案に対しては必ず発言をおこなう中国であったが、それら以外の決議案に対してはほとんど発言をおこなっていない<sup>(59)</sup>。

---

(58) E/CN.4/1982/SR.20, paras.2-5.

(59) 一九八二年度から八八年度までの人権委議事録に依る。

### 3-2. 六四事件以降の中国の人権委における姿勢

六四事件発生後、中国案が人権委に上程されることになった九〇年以降、中国による中国案以外での発言も増加する（表4）。

それでは、その発言内容はどのようなものであったのだろうか。中国案の採択可能性が最も高まった九五年、発言数が最も多かった二〇〇五年の、特定国／地域の人権状況の問題に対する発言にはどのような特徴があるだろうか。

特定の国や地域における人権問題に対して、中国はそれほど多くの発言をおこなっているわけではないが、九五年と二〇〇五年に共通するのは、中東情勢に対する発言<sup>(60)</sup>と、キューバの人権状況決議案に対する反対の意思表明<sup>(61)</sup>がなされていることである。

キューバ案は、中国案と同様、米国によって主導され、提出されてきた決議案である。中国がこの案に対して発言する際には、キューバを擁護するよりも、キューバの人権状況を批判する米国の「政治性」を問題にすることが多い。

また、六四事件以降の人権委における中国発言に顕著な特徴は、中国案に関する発言とは別に、「子どもの権利」や「信教の自由」、「政治的権利」の問題などといった「普遍性」をもった人権問題に対しての発言が大幅に増加したことである。

ただしそのことをもって、中国が、「普遍」的人権問題に対して真摯に取り組み始めたとするのは早計であろう。この動きは、欧米先進国やNGOによる中国の人権状況に対する批判の増加と同調しており、普遍的人権問題についての議論において、自国の主張をアピールするための論陣を展開するようになった、と考え得る余地もあるからである。

---

(60) 一九九五年は、E/CN.4/1995/SR.5, paras.9-12 & E/CN.4/2005/SR.18, paras.36-37. 二〇〇五年は、E/CN.4/2005/SR.18, paras.36-37.

(61) 一九九五年は、E/CN.4/1995/SR.59/Add.1, paras.23-24 & E/CN.4/2005/SR.50, para.43 & E/CN.4/2005/SR.56, para.68 & E/CN.4/2005/SR.57, para.8. 二〇〇五年は、E/CN.4/2005/SR.50, para.43 & E/CN.4/2005/SR.56, para.68 & E/CN.4/2005/SR.57, para.8.

## おわりに。

これまで述べてきたように、人権委員会における各国の人権状況論議の中で、一九九〇年から議論が始まった中国の人権状況論議は、きわめて特異な存在であった。

一九八二年、中国は人権委委員国に初めて選出されるが、八〇年代の委員会における中国の活動は、冷戦状況下であったとはいえ不活発なものであった。それでは、中国は、どのような目的のために委員国に立候補したのであろうか。

人権委、そして二〇〇六年に人権委を継承して設立された国連人権理事会における途上国の委員国に対する批判の中には、人権問題を抱える国が委員国になることで自らに対する批判を牽制しようとしている、というものがある。ただし、八二年当時の中国にそのような「利己的」な意図は、中国が抱える人権問題が問われる可能性が低かったことから、乏しかったと考えることができるだろう。八二年とは、改革開放に即したいわゆる「独立自主外交」が始まった年であるが、現実的な外交を展開することができる条件が整ったため、それまで距離を置いていた国連での活動を活発化させる一環として、人権委委員国立候補があったのであろうか。そうであるならば、常任理事国という重い責務にある中国が、普遍的人権概念発展のためよりも、自国の外交政策を優先したという評価も成り立ち得る。

上記のような中国に対する評価は、中国と同じく一九八二年から人権委委員国を務める日本の外交政策にも当てはまり得る。日本は、国連加盟国の中でGDP総額が第2位であり<sup>(62)</sup>、依然として国連通常予算分担率・分担金も第2位である。その影響力は、安保理常任理事国に次いで大きいといえよう。

中国と日本の国際的影響力は、東アジアのみにとどまらず、国連という国際組織をも左右する。両国の国連における人権問題に対する姿勢は、さらに多方面から分析されるべきであろう。

---

(62) 国際通貨機関、世界銀行の発表値（二〇〇八年）に依る。